

令和7年度

国の施策並びに予算に関する提案・要望  
(福祉関連)

令和6年7月

大 阪 府

# 令和7年度 国の施策並びに予算に関する 提案・要望（福祉関連）

日頃から、大阪府福祉行政の推進に対しまして、格別のご高配とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

少子高齢化の進行、家族形態の変化、地域コミュニティの希薄化など、福祉分野をとりまく環境は大きく変化しており、福祉施策は多様化・高度化するニーズに応えていくことが求められています。

こうした環境の変化に伴い、本府はこれまでも福祉施策の見直しや再構築に取り組んできましたが、依然として厳しい制度運営を強いられることが見込まれます。また、物価・原油価格高騰の影響など、府民の生活は大きな影響を受けており、本府としても府民の生活を守るため、福祉サービスの継続支援やセーフティネット対策に取り組んでいるところです。

福祉施策は、国民の安全・安心な暮らしを支える「セーフティネット」であるとともに、社会経済を支える基盤であることから、国がやるべきことは国が責任を持って行うべきであり、その財源を地方の負担とすることは許されるものではありません。

引き続き、社会保障の機能の充実や給付の重点化、効率化を図るための見直しにあたっては、地方の意見を十分に反映していただき、必要な財源を措置していただくことをお願いいたします。

令和7年度の国家予算編成に当たりましては、本府の財政状況や課題解決に向けた取組みについて十分ご理解いただき、要望事項の実現のため、格別のご配慮を賜りますよう、お願い申し上げます。

大阪府知事

吉村 洋文

# 目次

I	次世代育成に関する要望	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
	1. 子育て支援施策の充実		
	2. 児童家庭福祉施策の充実		
II	障がい者福祉に関する要望	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 6
	1. 障がい者施策の円滑な推進		
	2. 障がい者の就労支援の強化		
III	介護保険制度、高齢者福祉に関する要望	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 12
	1. 介護保険制度の見直し		
	2. 高齢者保健福祉施策の充実		
	3. 介護・福祉施設等の整備推進		
IV	セーフティネット、福祉基盤の整備に関する要望	・・・・・・・・	P 15
	1. 生活保護制度の再構築と生活困窮者の自立支援		
	2. 判断能力が十分でない要援護者を支える体制の更なる強化		
	3. 福祉・介護人材の確保、定着方策の抜本的強化		
	4. ホームレスの自立支援		
	5. 在日外国人無年金者の救済		
	6. 矯正施設退所者等の地域生活定着促進		
	7. 地域医療介護総合確保基金		
	8. 福祉医療費公費負担制度の創設と国庫負担金減額措置の廃止		
	9. 災害派遣福祉チーム（DWA T）の体制強化		
	10. 包括的支援体制の構築促進		
	11. 女性支援対策の充実		
	12. 孤独・孤立対策の充実		
	13. 助産制度の徴収事務		
	14. 母子生活支援施設の人員配置		

# 1 次世代育成に関する要望

## 1. 子育て支援施策の充実

### (1) 「子ども・子育て支援新制度」について

子ども・子育て支援新制度における保育サービス及び放課後児童クラブ等子育て支援施策については、地方が自らの責任と創意工夫で多様な保育サービス等が提供できる仕組みとなるよう、関係情報を迅速に提供するとともに必要となる十分な財源を恒久的・安定的に措置すること。

また、次のとおり、実務を担う地方の意見を十分に取り入れ、地域の実情が反映できるよう制度全体を見直すこと。

- ・公定価格について、地域ニーズに応じて分園を設置するなど運営状況は様々であり、実勢に見合ったものとなるようさらなる見直しを行うこと。
- ・保育標準時間と保育短時間の統合を図ること。
- ・「通園送迎加算」を2、3号にも拡大すること。
- ・「地域区分」については、突出して低い地域の区分見直しにより、一定改善したところであるが、まだ同一生活圏内で区分に差があることから、区分の設定を広域化するなど大きくくり化を実現し、その状態を解消すること。
- ・利用定員の設定にあたっては、確認の権限を有する市町村が関与できるよう法に位置付けること。
- ・申請書類の簡素化や統一が進むよう更に積極的に取り組むこと。

### (2) 幼児教育の無償化について

(令和6年6月最重点提案・要望において一部要望済み)

幼児教育・保育の無償化にともない、各施設における副食費等の実費徴収及び金銭管理に関する事務負担が大きいため、負担軽減措置を講じること。また、子育て世帯へのさらなる負担の軽減措置を講じること。

0～2歳児の全ての世帯を対象とし、幼児教育・保育の完全無償化を実現すること。

### (3) 待機児童の解消について

#### ① 保育所等整備補助の充実と制度改善

全国的に待機児童は減少傾向にあるものの未だ解消されていない状況を踏まえ、市町村が施設整備・改修等を確実に実施できるよう、就学前教育・保育施設整備交付金について、不足しないように必要な財源を確保するとともに、引き続き補助率の嵩上げを行うこと。

また、耐震化など防火・防災対策にも十分取り組めるよう、引き続き十分な財源を確保すること。

加えて、地域の社会福祉施設である保育所のバリアフリー化を促進する観点から、エレベーター等の整備に要する経費を「特殊附帯工事費加算」の対象とすること。さらに、エレベーター等の維持管理に係る負担軽減を図る観点から、子ども・子育て支援新制度における給付の公定価格に当該経費を反映するなど財政的措置を講じること。

#### ② 賃貸物件を活用した受け皿拡大への支援

地価が高い都市部においては、保育所等整備が困難なことから、賃貸物件を活用した小規模保育事業等の受け皿づくりの拡大の方策が重要である。そのため、公定価格の賃借料加算について、実勢にあった単価改正を行うこと。

また、保育所等整備交付金における防音壁整備事業や防犯対策強化整備事業は、補助対象が自己所有物件に限られているため、賃貸物件も対象とすること。

### (4) 保育士等の確保・定着について

#### ① 保育人材確保のための処遇改善等支援の拡充

保育人材確保のため、処遇改善等支援の拡充を行うこと。

**② 保育士の就業状況等の届出制の導入**

保育士が就業状況等の届出をすることを法制化し、都道府県間の人材確保に係る調整等に対応できるよう、国の支援機関を設立すること。

**③ 保育士修学資金貸付等事業の財政支援等**

都道府県と指定都市が同一の団体を適当と認めて実施させる場合の事務費の上限額を緩和すること。貸付件数が多くなり貸付事務量も増大していることから、安定した事業継続に必要な原資等の財源措置を早期に講じること。また、制度変更にあたっては事前に都道府県と協議すること。

**④ 保育士等キャリアアップ研修の財政支援等について**

キャリアアップ研修の実施に必要な財源を恒久的・安定的に措置すること。継続的な実施のため、子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費の地方負担分を交付税措置すること。また、実現するまでは、補助率の拡大を行うこと。

研修内容のガイドライン記載の概要をより具体的にした標準的な指導要領や教材を提供すること。eラーニングによる受講のための仕組みを国の責任において構築すること。とりわけeラーニングについては、全国の保育士等が受講できることから、国において全国で統一的に使用可能な各分野15時間分の研修映像データを作成し、受講の促進を図ること。

研修修了情報は、全国団体等での一括管理する体制を構築し管理運用すること。

**⑤ 地域限定保育士の就労要件について**

国家戦略特別区域限定保育士（地域限定保育士）は、合格者に3年間は当該区域内でのみ保育士と同様の資格を付与するものであるが、当該区域における就労の有無にかかわらず、登録後3年を経過すると、当該区域外においても保育士とみなされているところ。当該区域における保育人材確保という制度の趣旨を踏まえ、一定期間の就労要件を必須とする制度に改めること。

(5) 多様な保育の充実について

ニーズが高い病児保育の整備については、不採算性の問題や看護師、保育士等人材の不足に対応する必要があるため、事業者が安定的に事業運営できるよう更なる補助を講じるとともに、地域の実情が反映できるよう多様な人材の活用や柔軟な勤務形態を可能とする制度を検討されたい。さらに、市町村間での病児保育の広域利用の仕組みを国において講じられたい。

また、障がい児等の処遇については、一般財源化等により対応しているところであるが、保育所等に入所する障がいのある児童の数が年々増加するとともに、配慮の内容も多様化していることから、これらに対応できるよう、市町村に対して十分な財源措置を講じられたい。また、受入障がい児が1人（現行：2人以上）であっても国庫補助対象とするとともに、実態に応じた補助単価に引き上げられたい。

さらに、「医療的ケア児保育支援事業」における看護師等を配置する場合の補助について、単年度では看護師の確保が困難なことから、安定的に看護師の確保ができるよう、制度の拡充を図るとともに公定価格への反映を検討すること。

(6) 放課後児童健全育成事業の充実について

放課後児童クラブについては、質・量の更なる充実を図るため、放課後児童支援員等の人材確保に向けた長期的・安定的な雇用及びその職務に見合った処遇改善や、放課後児童クラブの運営及び整備に係る補助についての財源負担等、地方の実情を踏まえた取組みが推進できるよう引き続き必要な措置を講じること。

(7) 少子化対策について

（令和6年6月最重点提案・要望において要望済み）

結婚、妊娠、出産、子育ての希望を実現できる社会を作るためには、安心して子どもを産み育てられる環境を整備することは重要であり、そのためにも、仕事と家庭の両立支援という育児・介護休業法の趣旨をさらに推し進め、保護者が希望すれば子どもが2歳になるまで育児休

業を取得し、育児休業給付金を受給できる制度とすること。

#### (8) SNS等に起因した性的搾取から青少年を守る施策の充実

SNS等に起因した様々な形態の青少年の性的搾取等が増加していることから、いわゆる児童ポルノ禁止法における児童ポルノの製造・提供や児童買春罪を重罰化すること。刑法の改正により新たに制定されたいわゆる児童ポルノ等を要求する行為の規制対象を児童全体（18歳未満）まで拡大するとともに、児童ポルノ禁止法においても児童ポルノ等を要求する行為を規制すること。

また、全都道府県でいわゆる淫行処罰規定が制定されていることを踏まえ、当該規定を含んだ性犯罪の規制について明確に法整備すること。

#### (9) ヤングケアラー支援を継続的に取組むための財政的支援

ヤングケアラー支援については、令和6年に法制化され、国・地方公共団体等の役割等が示されたが、ヤングケアラー支援においては中長期的な視点をもって取組む必要があり、地方公共団体がより充実した支援に継続して取組むことができるよう、安定的な財政的支援を講じることにより、ヤングケアラー支援の充実・強化を図ること。

#### (10) 保育現場のICT化の補助対象の拡充

ICTの活用については、子どもの登園管理に係る岸和田市の実証実験結果の有効性も踏まえ、子どもの安全確保と保育士の負担軽減のため、機能追加や更新する場合も補助対象とするとともに、運用維持経費を公定価格の加算対象とするなど、新たな仕組みを設けること。

#### (11) 保育士登録の取り消し及び名称使用停止の基準について

児童福祉法第18条の19第2項に基づき、保育士が、保育士の信用を傷つけるような行為を行った場合、都道府県は、登録の取り消し又は名称使用停止処分を行うことができるが、全国で公正な対応がとれるよう、その処分の具体的な基準を示すこと。

#### (12) 幼保連携型認定こども園の保育教諭等に係る免許等の統一化

幼保連携型認定こども園で勤務する保育教諭等について、本来、幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有が必要とされているところ、令和11年度末までの特例措置が設けられている。特例措置解除後は、一方のみの免許・資格を有する者がもう一方の免許・資格を取得する場合、試験に合格するか、大学等において必要な単位を取得し卒業する必要があるが、現在の従事者が施設勤務を続けながら、両方の免許・資格を取得することは困難である。このままでは、幼保連携型認定こども園における職員確保に支障を来し、同園への移行や開設を阻害・抑制する要因ともなる。本来、免許・資格を一本化した資格を創設することが望ましいため、特例措置期間中に実現を図ること。

## 2. 児童家庭福祉施策の充実

### (1) 児童虐待対策の充実について

#### ① 体制強化について

(令和6年6月最重点提案・要望において一部要望済み)

令和4年12月の「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」を踏まえ、児童福祉司や児童心理司等の確保のための更なる財政措置を講じること。また、一時保護件数の増加や一時保護児童の権利保障の観点から、一時保護所や児童養護施設など一時保護児童の受け皿確保や環境改善のための対策や財政措置を十分に講じること。

#### ② 市町村における相談体制等の充実

(令和6年6月最重点提案・要望において一部要望済み)

児童虐待通告窓口及び要保護児童対策地域協議会の調整機関としての機能を市町村が安

定かつ確実に発揮できるよう、市町村における常勤職員やスーパーバイザーの専門職配置と配置基準を法令上明確化し、職員確保の方策や財政措置を講じるとともに、「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針」に市町村要保護児童対策地域協議会の実態を反映し、事案に応じた必要な協議ができるよう、実効性のある具体的運営方法を示すこと。

**③ 子ども支援分野の人材確保のための方策の実施**

(令和6年6月最重点提案・要望において要望済み)

児童福祉司、児童心理司、児童養護施設等職員等子ども支援分野の人材不足が深刻であるため、具体的な人材確保方策を講じること。

**④ 情報共有のためのシステムの構築**

要保護児童等に関する情報共有システムの活用が全国的に図られるよう、その前提となる情報共有の適正運用にかかる法整備やシステム運用にかかる各種基準の設定を行うこと。

**⑤ 警察から市町村への通告**

都道府県と市町村との役割分担について定められた改正児童福祉法に鑑み、警察からの通告先として児童相談所だけでなく市町村も加えること。

**⑤ ICT化等について**

国が開発しているAIツールについては、都道府県との協議を丁寧に行いながら、過去の類似事例や対応の留意点を提示することで経験の浅い職員をサポートするなど、現場の課題や運用に対応した実効性の高いシステムとすること。

また、児童相談所におけるAI技術の活用に関しては、地域の実情を踏まえて、業務効率化や対応力の向上に資する取組みとなるよう、柔軟に活用可能な財政措置や先進事例のさらなる共有等支援を拡充すること。

(2) 家庭と同様の環境における養育の推進について

**① 里親委託の推進**

里親制度に対する社会的認知度を高め、家庭養護の推進に寄与するため、里親月間である10月だけに関わらず、年間を通じ、機運醸成に向けた取組みを国においても施策として行うこと。

また、里親委託を推進していくためには、里親委託件数の実情等に適した、スーパーバイザーの配置も含めた里親養育支援児童福祉司の配置基準等に加え、フォスタリング（里親養育包括支援）機関による様々な支援が必要であり、こうした事業の実施状況を踏まえ、活動の充実に向けた見直しを行うこと。併せて、里親支援専門相談員等を配置する乳児院や児童養護施設等が里親支援機関としての取組みを包括的に実施してきた実績を踏まえると、継続して里親確保及び支援が行えるよう、必要な財源を確保するとともに、自治体の先駆的事例について、積極的に国庫補助メニューに組み込むこと。

なお、里親支援センターの設置基準は示されたが、人員配置等から既存のA型フォスタリング機関から里親支援センターへの移行には時間を要するため、経過措置期間を設け、一定期間は従来のA型フォスタリング機関に対する財政支援を継続すること。

**② 育児休業法の適用**

2歳以上の子どもについて、特別養子を前提として児童の委託を受けたときは委託時を「出生」時とみなすなど、家族としての絆を築いていける期間としての育児休暇が取得できるよう法改正すること。

また、特別養子縁組を目的としていない養育里親及び親族里親に委託されている子についても、育児休暇が取得できるよう法改正をすること。

**③ 児童養護施設等の小規模化・家庭的養護の推進**

里親委託優先の原則が叶わない場合であっても、できる限り良好かつ家庭的な環境で養育されることが求められることから、児童養護施設や乳児院における生活単位の小規模化や地域分散化等を進めるための整備にあたり、次世代育成支援対策施設整備交付金の趣旨を踏まえ、地域の実情に応じた整備が進められるよう地方の裁量により各事業の配分額を決定できるようにするとともに、一層の財政支援を行うこと。

また、安定的な運営のため、国として、労働及び建築・消防関係法規との調整を図るなど、

必要な措置を講じること。

#### ④ 施設における職員配置基準の改善

(令和6年6月最重点提案・要望において要望済み)

児童養護施設等の高機能化及び多機能化、小規模かつ地域分散化が確実に進むよう、配置基準の見直し等必要な措置を講じるとともに、児童養護施設等職員の処遇改善を図るため、保護単価の見直しを行うこと。

### (3) 社会的養護から自立する子どもへの支援について

施設入所中からの自立支援と個別のアフターケアが重要であることから、児童の退所後、施設がワンストップの相談窓口として、退所者の生活状況の確認や日常生活支援を行い、かつネットワークによる個別支援が実現できるよう、児童福祉施設等において加算配置する自立支援担当職員に係る専任要件を見直し、自立支援業務に支障のない範囲で直接処遇職員の勤務ローテーションに入ることを可能とすること。また、自立支援を担う人材の育成から確保まで、幅広い支援策を講じること。

加えて、令和6年4月施行の改正児童福祉法において、都道府県が行わなければならない業務として、社会的養育経験者の自立支援が位置付けられたが、社会的養護自立支援拠点事業についても、安定的に事業を実施していくため、十分な財政支援を行うこと。

### (4) ひとり親家庭等自立支援対策の推進について

#### ① 母子家庭の母への経済的支援

令和6年11月から児童扶養手当の所得制限限度額は一定見直されるものの、母子家庭の母が就労収入の増加に伴い可処分所得を着実に伸ばすため、当該限度額を更に見直すとともに、税制上のひとり親控除を定額控除から定率控除に転換することで、収入が増えると控除額も増加するなど、自助努力が報われる仕組みを検討すること。

#### ② ひとり親家庭等の就業等支援施策の更なる推進

「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」及び「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の施行趣旨を踏まえ、ひとり親家庭等就業支援施策のより一層の強化を図るため、国において十分な財源措置を講じること。

また、母子家庭の母や父子家庭の父を正規雇用した企業に対する特定求職者雇用開発助成金をはじめとするインセンティブの充実など、ひとり親家庭等の正規雇用を促進するための仕組みを検討すること。

さらに、子どもが安心・安全に親子交流支援を受けられるよう、親子交流の支援を行う支援員等の人材養成研修をはじめとした支援機関の養成や、国の責任において支援に関する具体的なガイドラインを作成するなど、必要な支援のための体制整備を行うこと。

### (5) 子どもの貧困対策の推進について

子どもの貧困対策の推進にあたっては、地域において、課題を抱える子どもや保護者に対しニーズに応じた支援を行うことが重要であることから、「地域こどもの生活支援強化事業」の予算の増額など、施策の充実のために必要な財源措置を講じること。

### (6) 物価高騰の影響を受けた生活者等に対する支援について

近年のエネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響により、子育て世帯、とりわけ困窮世帯の生活状況は依然として厳しい状況にあることから、物価高騰の影響を受けた生活者や困窮世帯の子どもが利用する子ども食堂等に対し、地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、国において必要な財源措置を講じること。

### (7) 子どもの権利擁護について

自分から声を挙げられない子どもの権利を保証し、より質の高い社会的養育と児童相談体



制を着実に整備していくため、国としても子どもの権利擁護についての理解醸成に努めつつ、各自治体の状況を十分考慮した上での制度となるよう見直しを図ること。具体的には、子どもの権利擁護環境整備事業の国庫補助について、現在、一自治体当たり一律の補助基準額となっているが、人口が多く、里親家庭・児童養護施設等の数や被措置児童等の人数も多い自治体の実情を踏まえ、人口規模や被措置児童等の数などに応じた制度とするなど、国庫補助を充実させること。

#### (8) 里親委託推進における市町村との連携について

里親制度の普及・促進に向けては、児童相談所と市町村が連携して取り組むことができる環境の整備が重要であるため、市町村が児童相談所等と連携して取り組む里親制度の普及・促進に向けた取組みを財政面から支援する制度を創設されたい。また、子育て短期支援事業における里親の活用について、フォスタリング機関に委託するための経費を市町村に対して支援されたい。

#### (9) 里親登録消除の要件の見直し

里親家庭において生じた被措置児童等虐待については、その態様に関わらずただちに登録消除となるのが、里親が児童相談所に対する相談を躊躇する原因にもなりうる。については、里親登録の消除のみを前提とするのではなく、児童福祉施設の改善計画と同様に、状況に応じ里親に再教育の機会を提供し里親としての活動を継続できるようにするなど、制度を見直されたい。

#### (10) 子どもをわいせつ行為等から守る環境整備

子どもの心身に重大な被害を及ぼし、健やかな成長を阻害するわいせつ行為等から子どもたちを守るため、児童福祉法の改正において、児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化が行われているが、国会において審議された児童対象性暴力防止法による犯罪事実確認の仕組み（日本版DBS）について、各自治体や事業者が十分に準備を行えるよう、性加害の恐れがあると判断される場合の安全確保措置などの詳細について、ガイドライン等で明らかにすること。

## II 障がい者福祉に関する要望

### 1. 障がい者施策の円滑な推進

#### (1) 障がい者福祉制度の充実について

##### ① 新たな障がい者福祉制度の創設

障害者等の地域生活及び就労を支援するための施策の強化を趣旨とする障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律及び地域全体の障害児支援の質の底上げを図ることなどを目的とした児童福祉法等の一部を改正する法律が、一部を除き令和6年4月1日から施行され、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定についても同日に施行（就労選択支援に関する改定事項については、令和7年10月1日施行）された。施行状況を踏まえた運用の見直しや必要な財政支援等を講じるとともに、令和6年度報酬改定において見直しがなされなかったサービス等についても引き続き課題を検証し、継続して議論が行われるよう、以下のとおり必要な措置を講ずること。

新たな障がい者福祉制度が、障がい者が地域で安心して暮らせる社会の実現に資するため、障がい者の自己選択・自己決定を尊重し、利用者本位のサービスが提供できるものとなるようにすること。

制度の施行や今後の見直しに向けた検討に当たっては、これまでの法律の施行状況や事業の実施状況等を十分に踏まえ、障がい当事者をはじめ実施主体である地方公共団体と十分に協議を行うとともに、将来にわたって安定した制度の運営ができるよう国において必

要な財源を確保すること。

さらに、引き続き検討するものとされた制度の設計に当たっては、サービスの利用者はもとより、支援者や市町村、事業者にとっても分かりやすいものとする。

## ② 難病対策に合わせた障がい福祉サービスの対象者の拡大

障害者総合支援法の施行により、障がい者の範囲に難病等が追加された。その後、順次拡大が図られ、令和6年4月から対象疾病が369疾病とされたところであるが、引き続き実態を踏まえた検証を行い、真にサービスを必要とする難病患者等が適切にサービスを利用できる仕組みとすること。

## (2) 支給決定手続き等の透明化、明確化及び国庫負担基準について

### ① 支給決定に係る明確な判断基準の確立

障がい福祉サービス等給付のための判断基準の見直しに当たっては、明確な判断基準の確立に向け、その検討状況を明らかにするとともに、地方公共団体等関係団体の意見を十分に聴取すること。

また、障がい支援区分認定の1次判定・2次判定における課題を把握し、必要に応じて判定基準の見直しを行うなど、社会保障審議会（障害者部会）報告書に即した対応を行うこと。

### ② 国庫負担基準等の見直し

国庫負担基準については、令和6年度においても見直しがなされたところであるが、自治体の超過負担を解消し、市町村の支給決定を尊重した国庫負担とすべく、市町村が支弁した訪問系サービスに係る費用の全額を障害者総合支援法第95条に基づく義務的負担とすること。

また、利用基準についても、難病患者等への対象拡大や重度訪問介護における重度の知的障がい者・精神障がい者への対象拡大に加え、平成30年度には新たなサービス等が開始されたが、サービス利用状況や障がい者のニーズを十分に把握した上で、対象者など必要な見直しを行うこと。

## (3) 地域生活支援事業について

地域生活支援事業については、都道府県及び市町村において地域の実情や利用者のニーズに応じた事業が円滑に実施できるよう、50/100の国庫補助率を確保するとともに、配分方法について、各地方公共団体に情報提供すること。また、地方負担分についても、十分な交付税措置を行うこと。

特に、移動支援や日常生活用具の給付のほか、盲ろう者通訳・介助員の派遣等については、日常生活や社会参加など障がい者の自立支援に不可欠なサービスであることから、現在の各地域における支援の水準を確保し、安定的に事業が実施できるよう、必要な財源確保（個別給付化の検討を含む。）を図ること。

また、平成22年4月から低所得の障がい者等の障がい福祉サービス等に係る利用者負担の軽減措置が実施されていることを踏まえ、地域生活支援事業において同様の措置を講じることができるよう必要な財源措置を講じること。

## (4) 地域移行・地域生活の更なる推進について

障がい者の生活実態、ニーズや置かれている状況をアセスメントし、障がい者本人の望む生活への意思を尊重する適切なサービス等利用計画が作成されるよう、相談支援の提供体制の整備と質の確保が必要である。近年は障がい者本人やその家族で、誰にも相談できず、ひとりで悩みを抱えて孤独・孤立している方やヤングケアラー等、支援内容が多岐化、複雑化しており、その役割や業務量に適切に対応するよう、令和6年度の報酬改定の効果分析を行い、次期報酬改定で反映すること。

また、相談支援専門員初任者研修受講後の相談支援事業所での従事定着率が低いことから、相談支援体制を充実するためにも、定着率向上にかかる人材確保策（報酬面のほか、モチベー

ションアップにつながるキャリアアップの仕組み、経験値を加味した研修制度の見直し、認知度アップ等)を構築すること。さらに、重度化・高齢化した障がい者の地域移行・地域生活を推進していくために、地域生活支援拠点等の整備促進が喫緊の課題であり、ハード面においては行動障がいに対応する視覚化・構造化等、ソフト面においては「体験の機会・場」等の4つの機能が確実に備えられることが重要である。そのため、社会福祉施設等施設整備費補助金においては重度化対応についての内容拡充に加え、市町村が地域の実情に応じ、地域生活支援拠点等の機能拡充を図れるよう、十分な財政措置を行うこと。

加えて、障がい者の地域生活を支えるグループホームの機能強化は喫緊の課題となっており、障がい特性に応じた専門的な支援が安定的に行えるよう基本報酬等の見直しを検討すること。

#### (5) 障害福祉サービスの基準・報酬について

事業者の経営基盤強化のため、令和6年4月平成の障害福祉サービス報酬改定、令和6年6月に一本化された福祉・介護職員処遇改善加算の効果を検証し、今後とも、サービス提供事業者等の経営安定化を図るとともに、法のめざす地域生活移行・就労促進等を促すサービス提供の確保や、福祉・介護ニーズの拡大に対応できる人材の安定的確保ができるよう、事業用地の確保が困難で人件費や物件費等が高額である都市部の実情も踏まえ、人員配置基準や報酬額について必要な改善を図ること。

また、原油価格や電気・ガス料金及び燃料費を含む物価高騰の影響について、報酬額に適時、適切に反映すること。

#### (6) 安全計画策定のための助言の実施について

障害児通所支援事業等においては、安全計画の策定が義務付けられたところである。今後、国において計画の策定例を示すとともに、事業所に対する研修動画の作成など、安全計画の策定を徹底するための対策を講じること。

#### (7) 発達障がい児者支援策の充実について

発達障がい児者支援について、早期の発見や発達支援、相談、就労支援等ライフステージに応じた一貫した切れ目のない総合的な施策の充実を図ること。

発達障がいの診断等に携わる医師の養成研修については、国において都道府県等への支援が行われてきたところであるが、発達障がいの診療体制に係る今日の課題に対応するため、発達障がいの診療に関わる公認心理師、精神保健福祉士等のコメディカルに係る診療報酬の充実を図ること。

次に、発達障がい児向け個別専門療育を実施する障がい児通所支援サービス事業所(児童発達支援)において、発達障がいのある子どもに個別療育を実施するために必要な人員配置等が行えるよう、報酬上の評価を行うこと。

#### (8) 重症心身障がい児者を含む医療的ケア児(者)の支援について

重症心身障がい児者を含む医療的ケア児(者)とその介護者が安心して地域で暮らすためには、介護と医療との連携強化、当事者のライフステージに応じて関わる相談機関間の連携体制の構築に喫緊に取り組む必要がある。

超重症児・者に対する短期入所サービスについては、平成24年4月から特別重度支援加算等が導入され、平成28年度からは、医療型短期入所サービス中の処置等の評価が、診療報酬上明確化された。また、令和6年度からは、医療型短期入所サービスを利用する前に支援をした場合や、短期入所における緊急時の受入体制の構築を評価されたところであるが、さらに手厚い医療・看護の体制が必要であり、医療機関における短期入所の受け入れが促進できるような報酬評価等体制の拡充を図ること。

さらに、呼吸器管理の詳細等、日常の医療的ケアの状況など重症心身障がい児者を含む医療的ケア児(者)の個々の状態像を、緊急時、24時間体制で、受け入れる医療機関に的確につ

なく機能を地域の拠点となる病院等に持たせるなど、急性増悪時等のかかりつけ医の後方支援医療機関に普段かかっていない患者でも円滑に受け入れられる体制整備を図られたい。

また、在宅で家族のみが介護を担っている場合には、必要な福祉サービスに繋がっていない例も散見され、医療知識にも精通した相談支援専門員の養成とともに、援護の実施者である市町村が訪問によって、必要な見守り・助言ができるよう、医療知識にも精通したケースワーカー等専門職の配置が可能となる体制整備と財源措置を講じられたい。

#### (9) 医療的ケア児から成人に移行した後のサービス充実について

医療的ケア児から成人期への移行については、令和6年度の報酬改定において、施設での常勤看護師や人員を配置した際の加算の拡充など医療的ケア者に対する支援の充実が図られたところであるが、医療的ケア児から成人に移行した後のサービスの更なる充実を図られたい。

#### (10) 高次脳機能障がい者の支援について

高次脳機能障がいの診断・治療等ができる専門医の養成及び確保のための施策を国において推進すること。

さらに、不慮の事故等による中途障がいとして記憶障がい等の様々な症状を呈する高次脳機能障がい者が、地域での生活に速やかに戻れるよう、回復期リハを終えた方々を受入れ、機能訓練や生活訓練を行う障がい者支援施設については、看護師、作業療法士及び理学療法士等の多職種を配置し専門的なアセスメント及び支援を行っており、これらを適切に評価するような報酬体系とすること。また、こうした入所型の訓練施設については、障がい支援区分が認定されない段階で利用開始するケースが多く、障がい支援区分が認定されるまで時間を要するため、施設入所支援について、その間の報酬が障がい支援区分を適切に反映したものとなるよう、制度改善を行うこと。

加えて、高次脳機能障がいの個々の特性に応じた適切な支援を行えるよう、相談支援・就労支援等で個別的な支援を行った場合に報酬上の評価を行うこと。

#### (11) 障害者差別解消法の円滑な施行並びに障がい者虐待防止対策への支援について

##### **① 障害者差別解消法の円滑な施行**

障害者差別解消法については、相談及び紛争の防止等のための体制整備等に関する具体的な規定がなく、各地方公共団体が実情に応じ、取り組んでいる現状にある。また、令和6年4月施行の改正法では、障がいを理由とする差別を解消するための支援措置の強化に関する事項が記載された。

については、法制度運用の充実を図るべく、相談及び紛争の防止等のための体制整備、実効性確保に資する仕組みや支援措置に関し、具体的なあり方を示されたい。

また、地方公共団体の障がいを理由とする差別解消の取組みに対し、補助事業の創設など、国において必要かつ適切な財源措置を講じること。

さらに、障がい及び障がい者に対する理解を深めることが障がいを理由とする差別を解消し、共生社会を実現するための基礎的な取組みであると考えられることから、法の趣旨や理念のより一層の周知を図られたい。

##### **② 障がい者虐待防止対策への支援**

「障害者虐待防止法」の施行については、専門的知識を有した人材の確保・養成や啓発など、市町村が障がい者虐待防止を円滑に進めるための財源確保も含めた必要な措置を講じること。特に、市町村によって虐待かどうかの判断やその対応に差が生じることや、障がい福祉サービス事業所等の基準省令の改正に伴って事業所から市町村に対し身体拘束に関する問い合わせが増えていることから、虐待の認定基準や身体拘束と考えられる事例の提示等、市町村が適切に対応できるよう支援策を講じられたい。

令和6年度より標準的な研修カリキュラムの提示があったが、府の研修では市町村の意

見等を取り入れて毎年研修内容を検討し、続けて受講しても参考になるように工夫していた。国においても効果的な内容の研修となるよう毎年講義動画、演習動画の内容を改訂すること。

併せて、使用者による障がい者虐待における対応について、労働関係法規を踏まえた対応を都道府県や市町村に求めているが、その判断が難しいことから労働局への円滑な報告の支障となっている状況があるため、使用者虐待の通報窓口として都道府県労働局も含めるよう法改正を行うこと。また都道府県から労働局に対して、使用者虐待の報告を行うが、事案に対する調査がなされずに、受付の段階で情報提供扱いとなっていることが散見される。市町村、都道府県が行える事実確認はあくまで任意であるため、権限のある労働局が必要な事実確認を行い、適切に虐待の有無の判断をすること。

#### (12) 言語としての手話の習得の機会の確保等について

障害者基本法の規定により手話が言語とされているにもかかわらず、そのことが十分に認識されておらず、かつ、そのことにより手話を習得することのできる機会が十分に確保されていない。

とりわけ、聴覚に障がいのある子どもが手話を習得することのできる機会の確保について、児童福祉法や学習指導要領には特段の規定がない。

以上を踏まえて、大阪府では、言語としての手話の認識及び習得の機会の確保を図るための条例を施行したところであり、国においても、手話を習得することのできる機会の確保を図るため児童福祉法や学習指導要領の改正など所要の法・制度の整備等を図られたい。

#### (13) 障がい者手帳の形態の多様化について

障がい者手帳の形態について、現在ではカード型への形状の変更、デジタル・ガバメント閣僚会議による障がい者手帳とマイナンバーカードとの統合、API 連携による民間障がい者手帳アプリの出現など、多岐にわたるものが提言されている。

障がい者手帳所持者にとって手帳の選択肢が増えることは、利用者の利便性の向上に資するものであるが、地方自治体の事務が円滑に実施でき、今以上の過度な財政負担や人的負担が発生することのないよう、十分かつ恒久的な財源措置や技術的支援を行うこと。また、障がい者手帳の形状変更に伴う様々なサービスや本人確認などに無用な混乱が生じないよう、鉄道等の公共機関や金融機関等の各種関係団体への周知はもとより国民への周知についても国の責任において万全を期されたい。

#### (14) 障害者手帳情報と個人番号の自動連携について

都道府県事務においては、業務システムと住基ネットワークの自動連携の仕組みが構築されていないため、自動連携を行っている市町村と比較して紐づけ誤りの生じるリスクが高いことから、都道府県における自動連携の仕組みの構築、地方公共団体情報システム標準化での対応等、自治体に負担がかからない根本的な再発防止策を検討するとともに、自治体が再発防止策を講じる際に必要となるシステム改修や端末設置等について、十分な財政支援を行うこと。

#### (15) 強度行動障がい者の支援のための中核的人材養成研修修了に伴う加算の経過措置等について

令和 6 年度から国が実施する強度行動障がい児者の支援のための中核的人材養成研修について、定員が各都道府県で一律に 3 名と限定的であり、研修修了が重度障害者支援加算等の条件となる中では不公平感が発生する。

支援体制を充実させるためにも、都道府県の人口割等で定員の拡大を行うとともに、加算については行動関連項目 18 点以上の支援実績がある場合はみなし配置などの経過措置を講じること。

また、将来的に都道府県が研修の実施主体となる場合は、教材や講師要件を示すとともに、十分な準備期間や財政的措置を講じること。

広域的支援人材についても、柔軟かつ具体的な制度設計を示されたい。

### (16) 高次脳機能障害支援養成研修終了に伴う加算の経過措置について

令和6年度から、高次脳機能障害(者)支援体制加算が設立され、高次脳機能障害支援者養成研修の修了者の配置が加算要件となったことから、府においては養成研修の受講を希望する者が非常に多い。国から養成研修の実施要綱が示されたのが令和6年2月19日であり、予算措置や十分な準備期間が確保できず、府においては、今年度の研修は対象者をかなり限定的にせざるを得ない状況であり、不公平感が否めない。

高次脳機能障害の支援体制を充実させるために、都道府県において研修体制が整うまでの間は、みなし配置等の経過措置を講じ、支援実績のある事業者を評価されたい。

## 2. 障がい者の就労支援の強化

### (1) 障がい福祉計画の目標達成に向けた就労支援の抜本的強化について

#### ① 一般就労後の定着支援について

就労移行支援事業については、就職後6月以上定着率で基本報酬が算定される仕組みとなっているが、身体・知的障がい者に比べ、就労定着率が低い精神障がいや発達障がいのある利用者が増加傾向にあることに鑑み、障がい種別及び障がいの程度に応じた報酬設定についても検討すること。

また、就労定着支援事業については、令和6年度の報酬改定で、就労定着率のみに応じた報酬体系へと変更になった。就労定着率は利用者の障がい種別や障がいの程度により変動があることから、就労定着率以外の項目でも評価される報酬体系の仕組みを検討すること。

#### ② 障害者就業・生活支援センターの体制の充実等

就職、職場定着にかかる支援件数の増加や障がい種別(特性)の多様化、困難性の高い支援ケースなどに対応し、センターがその機能を十分に果たせるよう、個々の登録者や就職、定着支援の実績等に応じた就業・生活支援のための人員等体制の充実並びに必要な財源措置を講じること。

令和6年4月より就労定着支援事業の実施主体に障害者就業・生活支援センターが追加されたが、その効果・影響について検証を行うこと。

#### ③ 障がい者の社会的雇用の国制度化に向けたモデル事業の実施

一般就労、福祉的就労の充実はもとより、その中間に位置する社会的雇用など多様な働き方について、試行事業の早期実施を含め、検討を進めること。

### (2) 福祉的就労の充実・強化について

地域において障がい者が自立した生活を営むためには、一般就労移行はもとより、福祉的就労の充実・強化を図ることが重要であることから、今後も工賃向上に資する取組みの推進に十分な財政措置を講じること。

工賃向上に向けた取組みにおいては、事業所の経営意識等の向上を図り、将来的には、発注者である企業等との調整を含め、事業所自身が工賃向上にむけて自立した運営ができる仕組みづくりが不可欠であることから、「事業所主導による共同受注窓口の運営」に向けた取組みを特別事業として位置づけ、必要な財政措置を講じること。

さらには、利用者に占める重度障がい者の割合や小規模な施設が多いことなど、地域特性や工賃実績を踏まえた取組みの重点化などを図られたい。

### (3) 重度障がい者等の就業支援について

現行制度上の法定給付である重度訪問介護では、通勤・営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出は支援の対象外とされており、就労中や通勤に係る利用が制限されている。

そのため、常時介護が必要な重度障がい者については、就労中においても日常生活と同様の生活上の介助が必要であるにも関わらず、就労中であることをもって法定給付による介助が

受けられない状況にある。

令和3年度に、「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」が地域生活支援促進事業費補助金として個別事業化されたが、障がいを理由として働く意思と能力を持ちながら働くことのできない方々に対する就労機会を拡大し、障がい者の社会参加を促進することは、本来、ナショナルミニマムで実施すべき性質のものであり、各自治体が自主性をもって事業選択する統合補助金である当該補助金を活用することは、その趣旨とは大きく異なるものである。

さらに、当該補助金を活用して事業を実施した場合、補助率分の国庫補助額が担保されるが、自治体にとって負担を強いることにならない。

重度障がい者等の就労中における介助については、自治体に過度の負担が生じることのないよう、全国一律の制度として法定給付化されるべきであり、そのために必要な財源は国の責任において確実に措置すること。

また、企業内での職場実習や就労継続支援事業の在宅利用などでの介助の実状を把握し、改善策を検討すること。

#### (4) 基礎的研修の実施について

令和7年度より開催される障害者の就労支援に携わる人材に雇用・福祉の分野横断的な基礎的な知識・スキルを付与する研修（以下「基礎的研修」という。）について、全国で多数の受講必須対象者が見込まれ、国が想定する実施主体である JEED 等だけで、十分な受講機会を提供することができるとは言い難い。

一方で、大阪府は47都道府県の中で唯一、長年にわたり「就業支援基礎研修」と同等以上の内容を有する研修として「就労支援員養成研修」を開催しており、研修ノウハウ、障がい者の就労支援に豊富な知見を有する研修講師とのつながりを有している。

以上の現状を踏まえ、受講必須対象者の受講機会を確保し、研修開催の受け皿を増やすため、実施主体に都道府県を加え、研修開催に必要な財政措置を行うこと。

また、都道府県を実施主体に加えることについて、研修の質の担保にかかる検証が必要との意見もあることから、その検証を行うため、都道府県を対象とした基礎的研修開催についてのモデル事業実施を検討すること。

### III 介護保険制度、高齢者福祉に関する要望

#### 1. 介護保険制度の見直し

##### (1) 介護保険制度の運営について

###### ① 持続可能な介護保険制度の確立

高齢化の進展や独居高齢者の増加により、要介護高齢者の増加や保険料の上昇、保険者間の保険料や利用できるサービスの地域差などの課題が顕在化しつつある。このような中、国民に信頼され、介護給付の急速な伸びにも対応できる安定した保険制度を確立するため、保険運営や介護給付の適正化などの検討を進めるとともに、高齢者の負担能力に応じた適切な負担のあり方など、給付と負担のあり方について引き続き検討すること。

###### ② 介護報酬における地域区分の柔軟な取扱い

介護報酬における地域区分の取扱いについては、引き続き保険者の意見を踏まえた、柔軟な取扱いを認めること。

##### (2) 介護保険制度における低所得者対策の充実

施設利用に係る補足給付については、低所得者が必要なサービスが受けられるよう、必要な財政措置を講ずること。また、認知症高齢者グループホームについても、補足給付に準じた家賃等軽減措置制度を創設すること。

また、負担限度額認定申請における資産要件の確認については、保険者間での取り扱いに差が生じないように、保険者の事務負担の軽減にも配慮した方法を確立すること。

併せて、利用料等の負担軽減制度についても、保険者の事務負担の軽減方策にも配慮しながら、その内容を充実させ、対象を拡大する方向で設計し、国の制度として法令で明確に定めること。特に、社会福祉法人による利用者負担軽減制度については、公平性の観点からすべての法人で実施されるよう制度化を検討すること。

### (3) 調整交付金制度等の運用

介護保険の調整交付金については、市町村の責任によらない財政力格差を是正する趣旨を踏まえ、国庫負担分25%（施設分は20%）とは別枠で措置すること。

また、令和3年度より、交付額の算出に市町村の主要介護給付等費用適正化事業の実施状況を反映することとされているが、本交付金の制度趣旨に鑑み、市町村に対する実質的なディスインセンティブとならないよう、適切な制度運用を図るとともに、必要に応じ見直しを行うこと。さらに、保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金については、給付費負担金とは別枠の制度として維持すること。

### (4) 要介護認定等の見直し

保険者における認定業務は、今後さらに介護や支援を必要とする高齢者が増加することに伴い、適切かつ速やかに行われ、利用者に信頼される制度であることが望まれる。

現在、要支援者が要介護認定を受けようとする際には新規申請を行うこととなるが、この申請は実質上は区分変更申請と同様と考えられる。このことから、区分変更の認定調査と同様に、市町村以外の指定居宅介護支援事業者等の介護支援専門員が認定調査を行えるよう、保険者における認定業務の負担軽減に向けて見直しを行うこと。

### (5) 介護支援専門員の資格について

主任介護支援専門員更新研修受講後の介護支援専門員証有効期間については、主任介護支援専門員の更新制導入時に、原則として主任介護支援専門員の有効期間に置き換え、揃えるものとされた。しかしながら、主任介護支援専門員更新期間の経過措置対象外となっている、平成27年度以降に主任介護支援専門員研修を修了した者に、有効期間を揃えることができない場合がある。よって、当該主任介護支援専門員が更新時に混乱が生じないよう、全ての主任介護支援専門員が有効期間を揃えることができるよう所要の改正を行うこと。

### (6) 介護保険事業費補助金（介護報酬改定等に伴うシステム改修事業）について

介護保険制度の改正等に伴いシステム改修への補助を行う「介護保険事業費補助金」については、改修内容を早期に提示するとともに、市町村の所要額総額について十分な財源措置を講じること。

また、システム改修経費への補助については、事務処理特例制度による権限移譲に伴う必要な経費についても対象とすること。

なお、国が進めている介護保険サービスに係る電子申請・届出システムを導入するにあっても、都道府県等で管理する事業者台帳管理システムの改修等に係る費用について十分な財源措置をすること。

### (7) 介護サービス情報の公表制度について

介護サービス情報の公表制度については、事業者が自ら情報を報告する現在の方式では即時性及び正確性に課題があるため、行政が保有する介護サービス事業者情報を活用し公表する仕組みに改める等、抜本的な見直しを行うとともに、一層の運用改善に努めること。なお、仕組みを改める際は都道府県の意見を十分に踏まえて行うこと。

併せて、公表制度の周知について、基準省令解釈通知において、居宅介護支援事業者は利用者に対し情報公表システムで事業所が検索できることを説明する旨を定める等の方策を検討



すること。

#### (8) 災害時情報共有システムについて

介護サービス情報公表システムに追加された「災害時情報共有システム」について、台風や地震等の発生により事業所等が被災状況を報告する必要がある際に、当該システムにおいて都道府県から事業所等に対して一斉に連絡することが可能となったが、サービス種別や市町村の絞り込みが可能となるよう、早急にシステム改修を行うこと。また、政令指定都市以外の市町村もシステム上で所在事業所等の被災状況を登録できるよう運用を変更すること。

#### (9) 介護事業者支援の充実

ガソリン代や電気・ガス料金を含む物価高騰による介護事業者の負担増について、介護保険サービスの安定的な供給確保の観点から、介護報酬において、適切に評価・反映すること。

## 2. 高齢者保健福祉施策の充実

### (1) 地域包括ケアシステムの構築について

#### ① 医療との連携強化

医療と介護が必要な状態となっても住み慣れた地域で暮らし続けるためには、地域において医療と介護の連携体制の構築、強化を推進することが重要である。

このため、在宅生活を支える医師・看護師・介護職等が増えるよう施策誘導するとともに、市町村が実施する在宅医療・介護連携推進事業が効果的、効率的に実施できるよう、自治体規模ごとの様々な好事例などについて収集し、成功に至った背景や環境等について詳細に分析し提供するなど、支援を行うこと。

#### ② 生活支援・介護予防の充実

急速な少子高齢化の進展が見込まれる中、介護予防の取組みの強化とともに、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人等の多様な主体が地域の実情に応じた生活支援等サービスの創出が急務となっている。

このため、介護予防・日常生活支援総合事業については、市町村の事務負担及び財政負担を増大させることなく安定した制度運営を行うため、財政措置を含めた必要な支援を行うこと。

また、自治体では、住民主体の通いの場について、参加者の状況把握の負担も大きいことから、先進的な事例等を参考に通いの場への参加、不参加による効果検証を行うなど、自治体が更なる拡充に取り組めるよう、財源措置も含めた必要な支援を行うこと。

#### ③ 権利擁護の推進

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、高齢者虐待の相談・通報件数が年々増加し、虐待と判断される事例が多く発生している状況を踏まえ、虐待防止の取組みの中核を担う市町村がその役割を十分果たせるよう、自治体規模ごとの様々な取組みを収集し、効果検証を行った上で、効果的な取組みについて全国展開を図られるよう支援すること。

#### ④ 地域包括支援センターの機能強化・体制整備

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムにおける中核的な機関としての役割を十分果たすべく、機能強化に取り組んでいくことが求められる。

しかしながら、都市部である大阪においては、地域包括支援センターの人員配置基準に基づく専門三職種の人材確保が難しく、市町村は苦慮している状況である。

このため、市町村が地域包括支援センターの現状、課題等を踏まえながら、職員の資質向上のための支援や、人員体制の充実が図ることができるよう必要な財源措置を講じること。

また、専門三職種に準ずる者についての基準は継続しつつ、例えば、三職種各1名の確保を条件とし、それ以外の基準配置専門職は、地域の状況等に応じて市町村の責任と判断により理学療法士、歯科衛生士、管理栄養士等、三職種以外の配置を可能とするなど、市町村の判断で行えるよう基準を緩和すること。

#### ⑤ 認知症基本法の適切な運用

共生社会の実現を推進するための認知症基本法（以下「認知症基本法」という。）が令和6

年1月に施行され、令和6年秋頃に国の認知症施策推進基本計画（以下「基本計画」という。）が策定される予定であるが、その運用に関し、以下の事項について配慮すること。

1. 基本計画の策定作業時において、国、都道府県及び市町村の役割分担を整理すること。その際、各施策内容における地域差の有無や専門性の高さ、各地方自治体の実施体制の相違等に配慮すること。
2. 基本計画の策定に当たっては、3年ごとに見直す都道府県の介護保険事業支援計画の策定期間に配慮すること。
3. 地方公共団体に対して関連施策の実施を求める場合には、地方公共団体に新たな負担が生じることがないように財政的な支援等を行うこと。

#### ⑥ 認知症予防の推進

認知症の予防に関するエビデンスは未だ不十分とされていることから、国においては、認知症の発症や進行の仕組みの解明、予防法、治療法等に係る研究を一層進め、認知症の発症遅延や発症リスクの低減、早期発見等につながる、より実効性の高いプログラムの開発を推進すること。加えて、現在、全国で実施されている、認知症の予防に資する可能性のある取り組みの好事例を紹介する説明会を開催するなど、その積極的な周知を図ること。

#### ⑦ 認知症サポーター養成講座に係る受講利便性の改善

認知症基本法の目的である共生社会の実現のためには、国民の認知症に関する正しい知識や理解が必要であるとともに、日常生活及び社会生活を営む基盤となるサービスを提供する事業者の理解や協力も不可欠である。

現在、「認知症サポーター養成講座」の実施方法は、対面もしくはオンライン（講師と受講生が随時対話できる方式）に限定されているが、とりわけ、ビジネスパーソンの受講を一層促進するためには、講座受講の利便性向上を図ることが必要である。

このため、対面もしくはオンラインによる方式を主軸としつつも、eラーニング等の方式による受講も可能となるようシステムや教材の開発、普及を推進すること。

### (2) 在宅高齢者福祉の推進について

国が都道府県を通じて助成する、市町村の単位老人クラブ及び市町村老人クラブ連合会の活動は、主に自治会単位で実施される地域活動や市町村が推進する介護予防活動など、本来、市町村事業として実施されるべきものであることから、現行制度を廃止し、市町村が事業主体となることを明確化し、市町村に対して税財源の移譲を行うこと。

## 3. 介護・福祉施設等の整備推進

### (1) 利用者の安全・安心の確保

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金において、令和5年度補正予算で追加された社会福祉連携推進法人等による高齢者施設等の防災改修等支援事業があるが、これらを恒久的な補助事業として制度化し、全額国庫負担もしくは、地方負担部分に十分な財源措置をするとともに、高齢者施設等の防災・減災対策を引き続き推進するため、非常用自家発電・給水設備の整備にかかる費用の助成単価の引上げ及び予算枠の拡充を行うこと。

特別養護老人ホームや軽費老人ホーム等の老朽化による耐震化改修については、令和2年度地域医療介護総合確保基金にて介護施設等の新規整備を併せて行うことを条件に補助対象に追加されたが、新規整備の要件を除外し耐震化改修のみでも補助対象とすること。

また、建替えの際の移転用地の確保が困難であるとの声もあり、建替え支援についても制度化を検討すること。

## IV セーフティネット、福祉基盤の整備に関する要望

### 1. 生活保護制度の再構築と生活困窮者の自立支援

#### (1) 生活保護制度の全額国庫負担

生活保護は憲法が保障するナショナル・ミニマムとして国の責任において実施すべきものであり、人件費を含む生活保護にかかる経費は全額国の負担とすること。

## (2) 外国人に対する生活保護の全額国庫負担

一定の在留資格を有する外国人に対する生活保護については、昭和29年の厚生省社会局長通知「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に基づき、行政上の措置として、地方自治体が生活保護法を準用して実施しているが、在留資格の付与(出入国管理業務)は国の専管事項であり、その在り方に大きな影響を受けることを踏まえ、人件費を含む所要の経費は速やかに国が全額負担するとともに、国の責任を明確化するため法制化を検討すること。

## (3) 生活保護受給者の生活実態を踏まえた制度の構築

生活保護制度は最後のセーフティネットであり、国民の最低限度の生活を保障し、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならないとされていることから、夏季加算の創設等、生活保護受給者の生活実態を踏まえた制度とすること。

特に、令和5年度生活扶助基準の見直しにおいて、令和6年度までは臨時的・特例的対応がなされているが、令和7年度以降についても全国一律のセーフティネットとしての機能が十分に発揮されるよう、物価上昇等による影響を検証し、基準に反映するなど、不断の見直しを行うこと。

## (4) 生活保護制度の見直しと専門職種の充実

人的資源(ケースワーカー等)を効率的に活用できるような制度となるよう、稼働年齢層には自立への意欲喚起を高めるために就労インセンティブをより一層強化するとともに、就労支援員の専門性の向上が図られるような制度を検討すること。

## (5) 医療扶助の適正化及び医療機関等の適正な指定指導について

生活保護費の約半分を占める医療扶助費について、被保護者が医療の適正な受診意識と健康管理への意欲を高められるよう、都道府県が、保護の実施機関である福祉事務所や指定医療機関を指導、助言するうえで、専門的・技術的な支援が受けられるような体制整備、財政的支援を図ること。また、医療機関、介護機関の指定において、健康保険法や介護保険法でのみなし指定に係る事務の重複を解消するよう生活保護システムの構築を検討すること。

## (6) 無料低額宿泊所の耐震性の確保

社会福祉法(昭和26年法律第45号)第68条の5第1項の規定に基づき、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準(平成元年厚生労働省令第34号。以下「無低低額宿泊所基準」という。)が定められており、同基準第12条第1項において「無料低額宿泊所の建物は、建築基準法(昭和25年法律第201号)の規定を遵守するものでなければならない。」と規定されているが、遵守すべき建築基準が建物建築当時のものであるのか、無料低額宿泊所の用に供する時点(すなわち、社会福祉法第68条の2の規定による届出時点)のものであるのか、明確でない。

そこで、無料低額宿泊所基準を改正し、今後新規に無料低額宿泊所の用に供する建物については、用に供する時点(社会福祉法の規定による届出時点)における建築基準を遵守しなければならない旨を規定すること。

## (7) 生活困窮者自立支援制度の推進

生活困窮者自立支援制度を推進するため、自治体の事業実施状況や意見を十分に踏まえるとともに、必要な人に必要な支援を行い、各自治体が地域の実情にあわせ「地域づくり」を推進することができるよう、十分な財源措置を行うこと。

また、国から都道府県へ移行される自立相談支援事業従事者養成研修については、都道府県の意見を十分に踏まえるとともに、全額国庫負担とするなど補助率の引き上げを行うこと。

さらに、就労訓練事業の推進を図るため、民間事業所への受入が円滑に進むよう、初期費用や就労訓練時の事故等に対応するための保険に対する支援、事業所が生活困窮者を受け入れた場合の税減免等の優遇措置や助成制度などの財政措置等を行うこと。

#### (8) 緊急小口資金等の特例貸付借受人への支援策等について

緊急小口資金等の特例貸付に係る償還については、物価高騰により償還が困難となっている借受人も多くいることから、生活再建を最優先に考えた償還免除要件の見直しを行うこと。

併せて、物価高騰対策として、新たな支援策の検討を行うこと。

また、令和4年10月28日付け事務連絡において、求めのあった緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援については、市区町村社会福祉協議会で行う支援と同じく、自立相談支援機関による支援に要する経費についても、全額国庫にて負担を行うなど、国の責務において実施すること。

## **2. 判断能力が十分でない要援護者を支える体制の更なる強化**

### (1) 成年後見制度に係る費用補助制度の確立

成年後見制度の利用を促進するため、各自治体において後見人等に対する報酬の助成等を実施しているが、自治体間で取組状況に差がある。市町村の方針等により制度の利用機会が失われることがないように、特に低資力者について、全国統一的な費用補助制度を確立すること。

### (2) 市民後見人の活動支援の強化

今後、認知症高齢者等の増加に伴い、権利擁護に係る制度ニーズがより一層高まると見込まれる中、地域医療介護総合確保基金の事業メニューである市民後見人の養成及び活動支援に係る取組みを、府内全市町村において円滑に実施できるよう、平成28年5月に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の趣旨を踏まえ、基金財源を恒常的かつ持続的に確保すること。

### (3) 日常生活自立支援事業の財政措置の充実等

日常生活自立支援事業における生活支援員を派遣する場合の利用料について、住民税非課税世帯等低所得世帯に対する利用料の一部免除等を実施できるよう財政措置の充実を図ること。

さらに、事業に基づくサービスが住民の地域生活に密接に関連するものであることから、各市町村の役割を明確に位置付けた制度とし、抜本的な見直しを行うこと。

また、今後、補助基準等を含めた事業のあり方を検討するにあたり、円滑かつ持続的な運営が可能な制度となるよう、都道府県の意見を求めるとともに、国の考え方を速やかに明示すること。

## **3. 福祉・介護人材の確保、定着方策の抜本的強化**

### (1) 福祉・介護職員の処遇改善等

福祉・介護職員の処遇改善については、「デフレ脱却のための総合経済対策」に基づき収入を2%程度引き上げるための措置が令和6年2月から実施されており、また、令和6年度の報酬改定において基本報酬や処遇改善加算が見直されているが、引き続き他産業との賃金格差の解消に向け、福祉・介護従事者の処遇改善が確実になされるよう、介護支援専門員も含め、更なる財源措置を行うとともに、事務手続きの簡素化や制度の弾力運用などにより法人・事業者の負担軽減を図ること。

また、介護職員については、事業者が長期的な視点でキャリアパスや賃金体系を構築し、人材の確保・定着を図れるよう、介護報酬の加算ではなく基本報酬に組み込むなど、恒久的な措

置を講じること。

#### (2) 保護施設の職員の処遇改善及び施設運営支援

保護施設事務費支弁基準額の一般事務費(人件費及び管理費)について、感染リスクの高い環境下で業務を行う必要性や物価上昇による影響を踏まえ、職員処遇の低下や施設運営の運営に支障をきたすことがないよう基準額を改善すること。

#### (3) 福祉・介護の人材確保

福祉・介護の人材確保については、戦略的かつ長期的な視点に立った継続的な事業実施が重要である。介護人材について、人材の確保・定着、資質の向上を目指し、地域医療介護総合確保基金(介護分)による更なる取り組みが不可欠であり、引き続き抜本的な方策を講じるとともに、必要な財源を安定的に措置すること。

また、障がい福祉人材や児童福祉人材等介護以外の福祉の人材確保についても、国において具体的な人材確保方策を講じるとともに、必要な財源を安定的に措置すること。

なお、それぞれの事業執行にあたっては、都道府県の裁量による柔軟な対応ができるよう必要な措置を講じること。

#### (4) 介護福祉士等修学資金等貸付金の財源確保

2025年に介護職員が全国で約243万人必要と見込まれる中、介護人材確保に有効な手段である介護福祉士等修学資金の貸付が継続できるよう必要な財源を確保すること。

#### (5) 介護現場の生産性向上

介護ロボットやICTの導入経費に係る補助については、従来は「地域医療介護総合確保基金」であったが、令和5年度の国補正予算(経済対策)にて創設された「介護保険事業費補助金」を活用して支援していくよう金額やメニューが拡充された。都道府県が計画的に予算を確保し、介護事業所等への介護ロボットやICTの導入を進め、働きやすい職場環境づくりを支援できるよう、国において当初予算により財源を確保するなど、恒久的・安定的に財源を措置すること。

また、介護ロボット等の導入経費に係る補助について、補助対象となる機器の定義が抽象的で、介護事業所等における機器選定及び交付決定の審査に時間を要するため、補助対象機器の一覧等の作成などにより、より円滑、迅速に導入が図られる制度とすること。

### 4. ホームレスの自立支援

一時生活支援事業における借り上げ型施設の補助基準単価について、昨今の物価高や人件費高騰などの事情を踏まえ、基準単価を引き上げるとともに、必要かつ十分な財源措置を恒久的に講じること。

また、本事業は任意事業の位置付けであるが、全ての自治体において、住む場所を失い、支援を求める方に対応する必要があることから、必須事業とされたい。

### 5. 在日外国人無年金者の救済

昭和56年及び60年の国民年金法改正の際に、国民年金の受給資格が得られなかった在日外国人に対し、必要な救済措置を講じること。

また、「特定障害者に対する特別障害者給付金の支給に関する法律」の附則に定められた在日外国人障がい者等への福祉的措置についての検討を早期に行い、所要の救済措置を講じること。

### 6. 矯正施設退所者等の地域生活定着促進

国(厚生労働省)が、矯正施設退所者等のうち福祉的支援を要する人及び令和3年度から追

加された被疑者・被告人などで高齢または障がいにより自立した生活を営むことが困難な人についての地域生活定着促進を全国一律の行政サービスと位置付けていることから、国の責任において全額国庫負担による必要な財政措置を行うこと。

なお速やかに、国（法務省）及び都道府県が担うべき事務の範囲や責任を法令に基づき明確にした上で、地域の実情に即した事業が実施できるよう制度の整備を行うこと。

さらに、都市部に業務が集中し複雑化している現状に鑑み、職員の人件費の充実等処遇の向上を図るために必要な措置を講じること。

## 7. 地域医療介護総合確保基金

地域医療介護総合確保基金については、恒久的なものとして措置するとともに、年度当初から確実に事業を実施できるようなスケジュールで交付すること。

また、介護分野においては、地域の自主性を尊重し、地域の実情に応じた柔軟な事業展開を可能とすること。

## 8. 福祉医療費公費負担制度の創設と国庫負担金減額措置の廃止

（令和6年6月最重点提案・要望において要望済み）

重度心身障がい者やひとり親家庭等のための福祉医療費公費負担制度は、医療に関わるセーフティネットとして、各自治体の住民ニーズを踏まえ、全自治体が単独事業として実施しているが、厳しい財政状況のなか、結果として対象者の要件などについて地域間格差が生じている。自治体の財政力等によって社会的弱者のいのちと生活を守るサービス水準に格差を生じさせるべきではなく、ナショナルミニマムとして、国の施策で統一的に実施されるべきものである。このため、その必要性や現状を重く受けとめ、早期に国の制度として実施すること。

また、令和6年度より18歳未満のこども医療費助成については国民健康保険の国庫負担金の減額措置を行わないこととされたことを踏まえ、地方単独事業の実施に伴う国民健康保険の国庫負担金減額措置については、直ちに全面廃止すること。

## 9. 災害派遣福祉チーム（DWA T）の体制強化

災害派遣福祉チーム（DWA T）の活動が、災害救助法に基づく救助として円滑・迅速に実施され、派遣に要する費用が支弁されるよう同法に明確に位置づけること。

また、「災害福祉支援ネットワーク中央センター」については、災害時における円滑な派遣調整及び活動に向け、広域派遣対応の手順等の整理など被災都道府県の状況確認と都道府県間の派遣調整等をスムーズに行うための方策を整えること。加えて、都道府県ごとに異なる被災者に関するアセスメント調査票の様式の統一、電子データによるアセスメント実施、さらに、迅速な情報共有が可能となるようシステム構築を検討すること。

併せて、災害派遣福祉チームの組成、研修、訓練等の災害福祉支援体制の整備に支障を来すことがないように、現行の補助制度を拡充するなど十分な財政措置を講ずること。

## 10. 包括的支援体制の構築促進

地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の整備について、地方自治体の創意工夫ある取組みを支援するため、都道府県や市町村に新たな負担や超過負担が生じないように、国の責任において必要かつ恒久的な財政措置を行うこと。

なお、重層的支援体制整備事業のうち、新たな機能として設けられた「多機関協働事業」、「アウトリーチ等継続支援事業」、「参加支援事業」（以下「多機関協働事業等」）及び重層的支援体制整備事業への移行準備事業について、多機関協働事業等の当該都道府県負担分の財政需要について、確実に交付税措置されるよう引き続き調整するとともに、移行準備事業については、引き続き国の負担割合3/4のまま令和8年度以降も継続すること。

また、高齢者、障がい者、子ども・子育て等福祉分野はもちろんのこと、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策等多分野との連携においても、適正かつ円滑に行われるよう各制度間の調整や周知に努めること。

## 11. 女性支援対策の充実

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下「女性支援法」という）が施行されたが、様々な困難を抱える女性への対応を可能とする体制・環境整備が行えるよう女性相談支援センター及び一時保護所の職員配置数を明確に示すとともに、支援体制整備・強化のために必要な財源措置を講ずること。

また、「女性支援法」と「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」との関係を示すとともに、市町村が「配偶者暴力相談支援センター」を早期設置できるよう、専門職員の配置に向けた支援及び運営にかかる財源措置を講ずること。

さらに、市町村における女性相談支援員の配置を促進するため、市町村に配置する女性相談支援員の常勤化や配置義務化等の法整備や、常勤化に際しての財政措置の拡充等、必要な措置を講ずること。

加えて、女性相談支援員の育成及び資質向上を目的とした研修について、国の責任において実施すること。

## 12. 孤独・孤立対策の充実

「孤独・孤立対策推進法」の令和6年4月施行にあたり、都道府県は、国及び他の地方公共団体と連携し、孤独・孤立に係る施策を策定、実施する責務を有することとなったが、孤独・孤立対策に係る施策推進や人材の確保等のため、国において必要な財政支援を行うこと。

また、地方公共団体が効率的・効果的に施策を推進するために必要であることから、孤独・孤立対策全般に係る都道府県と市町村の役割分担について孤独・孤立対策推進本部等において検討し、明確化すること。

併せて、孤独・孤立対策推進本部等、国において孤独・孤立対策に係る議論を行うに際しては、地方公共団体から意見を聴取する機会を確保すること。

## 13. 助産制度の徴収事務

助産制度の利用に際し、市町村が入所決定した場合でも、都道府県が設置する助産施設を利用する場合は、本人負担金の徴収事務を都道府県が担うこととなっている。一方で、都道府県は助産決定通知書及び病院等からの費用請求により助産の利用状況を把握するのみであり、利用者との密なやり取りが困難である。

については、市町村が助産制度の利用を決定した者については、徴収事務も市町村が担うこととするよう、法改正されたい。

## 14. 母子生活支援施設の人員配置

母子生活支援施設においては、児童養護施設等の他の児童福祉施設と比較して、設備運営基準上の人員配置基準が少ない状況であるが、健康管理等の面で親自身の支援が必要な入所者が増加している現状もあることから、職員配置を見直すこと。また、乳幼児も多いため、看護師や助産師の医療職の配置についても、児童入所施設措置費の加算により配置できるようにすること。